

農業委員会 総会（5月） 議事録

日時	令和4年5月26日（木）	9：00-10：30	
場所	新島村住民センター 1階 会議室		
出席	農業委員会長	12	石野 正幸
	農業委員	3	大沼 剛
	農業委員	4	山下 竹夫
	農業委員	6	天野 律子
	農業委員	8	植松 由美子
	農業委員	9	北村 一男
	農業委員	10	小久保 利佳
	農業委員	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		前田 亙
	農地利用最適化推進委員		宮原 淳
	事務局		新井 智美
欠席	農業委員	1	公文 宏司
	農業委員	2	内藤 政之
	農業委員	5	奥山 敏仁
	農業委員	7	綾 真吾
	農地利用最適化推進委員		百井 隼太
	事務局		富田 浩章
傍聴人	1名		

- 1 会議事件 (1) なし
- 2 協議事項 (1) 農地の区分について
 - (2) 令和4年度 農地利用状況調査について
 - (3) 農業委員会だより（6月号）について
 - (4) R4農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書について
 - (5) その他
 - ① 農業用重機（役場）の使用目的について
 - ② 農業委員会だよりについて
 - ③ 議事録署名人について
 - ④ 6月の総会について

1 会議事件

(1) なし

2 協議事項

(1) 農地の区分について

事務局 : 農業振興地域（農振農用地区域：青地、農振農用地区域外：白地）、農業振興地域外の区分についての説明。（新島、若郷、式根島における区分の色分地図を配布）

甲種農地、第1、2、3種農地も含め、農地転用許可基準も併せて説明。

石野会長 : 新島村には市街化区域はないため、農地転用の届出制もなし。

吉見委員 : コンクリート等についての制限は？

石野会長 : ソーラーや水耕栽培など、ケースバイケース。

事務局 : 法律による制限だけでなく、貸借農地にコンクリートをひくことは原状復帰が可能かも考えて慎重になるべき。コンクリート設置については次回に資料を用意。

(2) 令和4年度 農地利用状況調査について

事務局 : 遊休農地の区分（1号遊休農地 A-a、A-b分類、B分類：非農地判断農地）利用状況調査については、耕作地が緑、A-aが黄、B-bが赤での色分けを。

大沼委員 : 非農地判断について、農振地域はどうするか？

事務局 : 農振除外の後、非農地判断を行うことになる。

石野会長 : 本来は、農振地域にある農地を農地ではないと判断はできないので、B分類には判定できない。当初、山林化した農地は非農地判断をという国の指示があったが、都としては難しいようで、実績を出すよう指示がありながらもどこまでやるか現時点でも曖昧な状況。

事務局 : 今年度に関しては、国や都の所有している農地について、非農地判断する予定。

(3) 農業委員会だより（6月号）について

事務局 : 6月号の最終確認。修正点、気づいた点に関しては6月10日までにご連絡を。

(4) 令和4年度 農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書について

事務局 : 総会前に連絡が来た意見について紹介。

- 貸付希望農地について、農業委員会の中で借受希望者に斡旋するだけでなく広く公募して借受希望者を募ることが先ではないか。
- 新規就農希望者に対する住宅問題、短期研修システムについての検討
- 貸さない、売らない相続権利者が増え、相続登記もしないことから相続権利者が増えていく状況。登記をするよう、利用していない家屋、農地は、危険家屋化、山林化する前に利用したいと思うような条例を制定できないか。

他に意見があれば、6月17日までに事務局へ。

石野会長： 人農地プランの実質化が義務化された。市町村が関係団体と話し合いを行いつつ、農地における将来目標を含めた「地域計画」を策定しなければならない。

農地を集約する計画を作成する上で問題となるであろう違反転用について、農業委員会として、しっかりと利用状況調査し、事前に通知を出す準備をしたいのでご協力願いたい。

また、担い手への集約は限界が来ていることから、新規就農者への農地の貸し付けも行いたい。山林化している農地を斡旋しても経済的に開拓する力をもっていないため、ふれあい農園にて農地を開墾・管理し、新規就農希望者に回せるような仕組みを作っていないとこの先厳しい。村の協力が重要となる。

吉見委員： 以前から話しているが、側溝を塞いでほしい。自動車が落ちる事故もあるし、落ち葉が流れて、雨の日はオーバーフローしている。

大沼委員： 草が覆っている場所などは、人が落ちて危険なところもある。

石野会長： 台風で木が倒れて電柱がやられ水が出なかったこともあるが、無電柱化を都が補助でやってくれるのに、新島村は維持費を懸念し要望していない。

小久保委員： 他の島は手を挙げているのに新島村が手を挙げていないことが理解できない。

事務局： それらを、意見書として文章で出していきたい。

(5) その他

- ① 農業用重機の使用目的について
目的外使用を発見したため、貸出の際に一言申し付けること。
- ② 農業委員会だよりについて
9月担当委員は天野委員、奥山委員、公文委員、内藤委員（8月12日（金）〆切）
- ③ 議事録署名人について
出席者の中から議席順で指名（天野委員、植松委員）
- ④ 6月の総会について
6月29日（水）

—質疑—

大沼委員： 農業用重機の貸し出しは、使う側のモラルの問題。制限をかけてしまうと、使いづらくなってしまう。

吉見委員： 発見した場合は、注意をすべき。本当に使いたい人が使えないということがないように。

事務局： 畑で利用する旨を改めて説明する。

小久保委員： 台風の時に感じた、木材の産業廃棄物としての島外搬出をなくすため、チップ化についてどうなっているか。

石野会長： 山村離島で機械を購入できないか。各業者も話し合っている。

事務局： 一度庁舎内で話し合いをしたが、山村離島等、農林関係の補助金で購入すると入口が農業関係だけになる。農地開墾における伐採木はチップ化できるが、建築資材としての木材、災害時の伐倒木の受け入れができなくなる。住民のために利用しやすい形となると、ゴミとしての入り口となる。出口については、また多くの使い道があるが、受け入れた木材の種類によって、チップの用途も限られるため、検討が必要。こちらも農業だけの問題ではないため、意見書として提出いただきたい。

— 閉会 —